

里親総合保険制度の ご案内

＜ご加入締切日＞
2020年（令和2年）3月16日（月）

里親総合保険制度は施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、個人賠償責任補償特約・住宅内生活用動産補償特約付
傷害総合保険の補償セットした保険のペットネームです。

- ◆里親総合保険は、ファミリーホームには適用されませんのでご注意ください。
- ◆全国里親会に所属している里親会の会員の方のみご加入いただけます。

New!

新 設

オプション補償

里親のおケガ
家財の補償



保険期間：

2020年（令和2年）年4月1日午後4時から2021年（令和3年）年4月1日午後4時まで1年間

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料（または保険金額）と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをお読みいただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

団体保険契約者

公益財団法人 全国里親会

〒107-0052 東京都港区赤坂 9-1-7-857 TEL.03-3404-2024 FAX.03-3404-2034

はじめにご確認ください

里親総合保険制度とは	2
里親総合保険制度の概要をまとめました。	

各プランの概要

▶ 基本補償

(1) 賠償責任補償

① 里親賠償責任補償	3
② 委託児童(12歳以上)賠償責任補償	5

NEW

▶ オプション補償

(2) 里親のおケガ・家財の補償	7
------------------------	---

短期里親について

短期里親の保険料表	9
-----------------	---

その他のご案内

Q&A よくある質問	10
重要事項等説明書	
契約概要の説明と注意喚起情報のご説明	11

里親総合保険制度とは…

里親を取り巻くリスクを総合的に補償する制度です。なお、加入は各里親会単位になります。
また、短期里親に関しては通常委託で選択したプランやタイプがそのまま自動的に適用されます。



基本補償

(1) 賠償責任補償

保険の対象によって以下のとおり契約が異なります。加入必須の補償です。

① 里親賠償責任補償

里親(業務中)の賠償補償、
または責任能力がない(一般的には12歳未満の児童などを指します。)委託児童の行為が原因で里親に賠償請求がなされた場合の補償…P 3



② 委託児童(12歳以上)賠償責任補償

12歳以上の委託児童が発生させた事故の賠償補償…P 5

改定あり!

補償金額アップ!



2020年度は補償金額がアップしています!
なお、保険料に変更はありません。
詳細はP5をご確認ください。

NEW

オプション補償

(2) 里親のおケガ・家財の補償

オプション補償として以下3つのコースからご選択いただけます。

必ず(1)の賠償責任補償とセットでご加入ください。

① 家財コース

…里親宅内の家財を補償します。(※里親の死亡・後遺障害も補償します)
…P 7



② おケガコース

…里親のケガ(死亡・後遺障害／入通院)を補償します。
…P 7



③ フルカバーコース

…里親宅内の家財、里親のケガ(死亡・後遺障害／入通院)を補償します。
…P 7



基本補償

(1) 賠償責任補償

① 里親賠償責任補償

(施設所有管理者特約条項、生産物特約条項)



<補償対象> 里親

(委託児童の行為が原因で
里親に発生した賠償責任も対象になります。)

補償内容

施設所有管理者賠償責任保険 (施設所有管理者特約条項)

- 日本国内において里親の住居や業務遂行などが原因で、委託児童や他人にケガを負わせた場合や、財物を壊したことにより、里親が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- なお、同様に(責任能力がない※)委託児童の行為が原因で里親に発生した賠償責任なども補償します。

生産物賠償責任保険 (生産物特約条項)

- 日本国内において里親が製造・提供した飲食物などにより委託児童や他人に病気やケガをさせてしまった場合に、里親が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※**責任能力とは** 「過失行為等による民事責任(不法行為責任)、または刑事責任を負う能力」をいいます。



民法上は「行為の責任を弁識するに足りる知能、すなわち自己の行為が不法な行為として法律上の責任が生じることを解する精神能力(これを責任弁識能力といいます。)」とされ、これを欠く未成年者や心身喪失者は、不法行為による損害賠償責任を負いません。

責任能力の有無は具体的な事案ごとに判断されますが、一般的には未成年者は**12歳前後から責任能力がある**とされています。

責任能力のない者(責任無能力者)は不法行為による損害賠償責任を負いませんが、その代わり、親や責任無能力者を監督する義務を法律上課されている者(里親など)が損害賠償責任を負わなければなりません。



※ 12歳以上の委託児童を対象とした賠償責任補償は別途ご用意がございます。なお、対象者全員に自動的にセットされます。詳細はP5をご覧ください。

タイプ別保険金額と一括払保険料

(保険期間1年)

補償内容	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
施設所有管理者賠償責任保険	身体賠償・財物賠償共通 1名・1事故 1,000万円	身体賠償・財物賠償共通 1名・1事故 5,000万円	身体賠償・財物賠償共通 1名・1事故 1億円
	自己負担額: 1事故 1,000円		
生産物賠償責任保険	身体賠償・財物賠償共通 1名・1事故・保険期間中 1,000万円	身体賠償・財物賠償共通 1名・1事故・保険期間中 5,000万円	身体賠償・財物賠償共通 1名・1事故・保険期間中 1億円
	自己負担額: 1事故 1,000円		
一括払保険料 (里親1世帯あたり)	2,410円	4,560円	6,030円

お支払いする事故例



- 責任能力のない委託児童が外で遊んでいる際に他人の家の窓ガラスを割ってしまい、里親が損害賠償請求された。
- 委託児童が級友と休み時間に遊んでいる際に誤って小学校の窓ガラスを割ってしまい、里親が弁償を求められた。
- 里親が調理した飲食物が原因で委託児童が食中毒になった。

お見舞金・初期対応費用

万が一、事故が発生した場合でも里親賠償責任補償では全プランにお見舞金（被害者対応費用補償）と初期対応費用（事故対応特別費用補償）がセットされています。
大きなトラブルに発展することを未然に防ぐよう、円滑な対応を支援します。

お見舞金（被害者対応費用保険）

賠償責任の有無を問わずお支払します。

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

被害者 1名あたり	対人見舞費用	死亡の場合	10万円
		死亡以外の場合	2万円
	対物臨時費用		2万円
保険期間中			1,000万円

初期対応費用（事故対応特別費用）

保険金のお支払いの対象となるような損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求が発生するおそれがあることを里親が知った場合において、里親がそのために支出した費用（文書作成費用、交通費、記録費用など）を保険期間中**1,000万円**を限度として補償します。

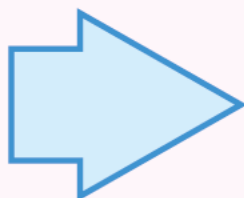
賠償責任補償の区分について

※以下図はあくまでも一般的な考え方であり、実際に事故が発生した際には、状況等により以下図と異なる（保険対応を行う）場合があります。事故が起きた場合は必ず事故通知をしていただくようお願いいたします。

<賠償事故の起因者>

里親
責任能力がない委託児童※

※一般的に 12 歳未満の児童などを指します



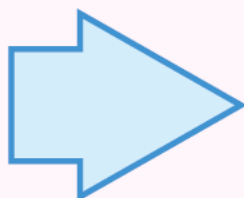
里親賠償

P 3

（施設賠・生産物）

責任能力がある委託児童

※一般的に 12 歳以上の児童などを指します。



委託児童
(12歳以上) 賠償

P 5

（個人賠）

基本補償

(1) 賠償責任補償 **改定あり!**

② 委託児童^(12歳以上)賠償責任補償

(個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険)



＜補償対象＞12歳以上の委託児童
※12歳以上の委託児童全員に対し自動的に本補償がセットされます。

補償内容

個人賠償責任補償 (個人賠償責任補償特約)

- 日本国内において12歳以上の委託児童が日常生活中に偶然、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

死亡・後遺障害補償 (後遺障害等級限定補償特約【第1級～第3級】セット・職種級別A級)

- 12歳以上の委託児童が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、後遺障害が生じた場合にお支払いします。(105万円を限度)。
- 死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合は下表の1級～3級に該当した場合、その場合に応じて後遺障害保険金額をお支払いします。

※詳細はP19をご確認ください。

保険金額と一時払保険料

(保険期間1年間、職種級別A級)

個人賠償責任保険金額	6,000 万円
死亡・後遺障害保険金額	105 万円
一時払保険料	12 歳以上の委託児童数 × 1,750 円

補償金額
アップ!

(保険料に変更はありません)



お支払いする事故例

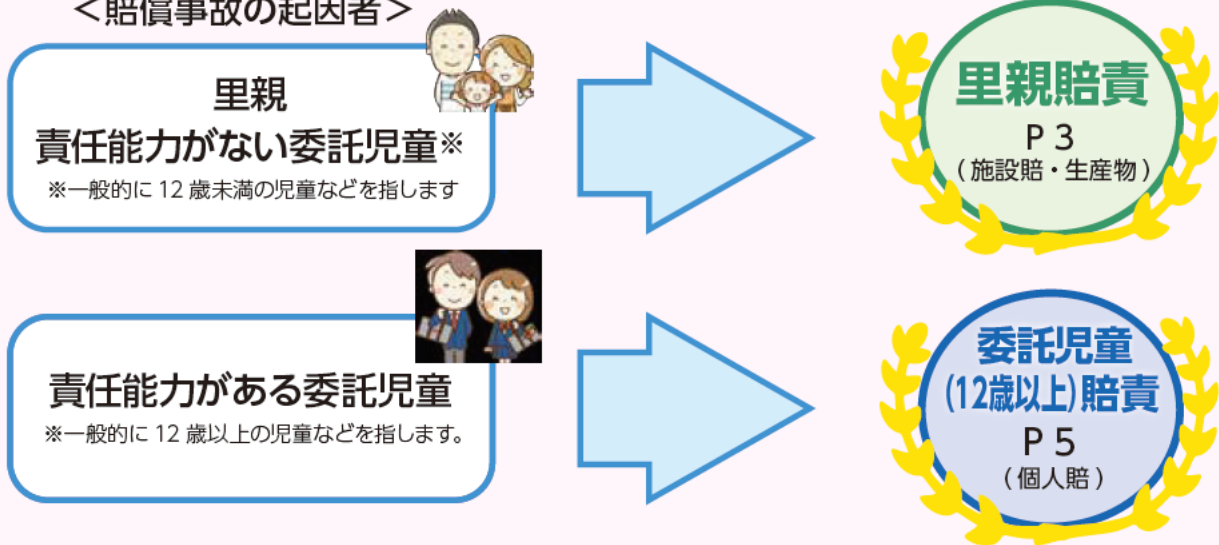


- 委託児童が自転車通学中に歩行者と衝突。転倒させてしまい、相手方に骨折のケガを負わせた。
- 委託児童がボール遊びをしている際に誤って付近にあった自動車にぶつけてしまい、破損させた。
- 委託児童が友人宅で遊んでいる際に誤ってその家のテレビを倒し、破損させた。

賠償責任補償の区分について

※以下図はあくまでも一般的な考え方であり、実際に事故が発生した際には、状況等により以下図と異なる（保険対応を行う）場合があります。事故が起きた場合は必ず事故通知をしていただくようお願いいたします。

<賠償事故の起因者>



NEW

オプション補償

必ず(1)の賠償責任補償と
セットでご加入ください!



<補償対象>

里親 / 里親宅内の財物
(生活用動産)

(2) 里親のおケガ・家財の補償

(住宅内生活用動産補償特約セット傷害総合保険)

補償内容

おケガの補償 (後遺障害等級限定補償特約【第1級～第3級】セット・職種級別A級)

- 急激かつ偶然な外来の事故による里親のケガを補償します。
- 本補償で補償する保険金は次の5種類です。
 - ①死亡保険金 ②後遺障害保険金※ ③入院保険金
 - ④手術保険金 ⑤通院保険金



※後遺障害保険金はP19の表の1級～3級に該当した場合、割合に応じお支払いします。詳細はP19をご確認ください。

家財の補償 (住宅内生活用動産臨時費用保険金対象外特約・住宅内生活用動産失火見舞費用保険金対象外特約セット)

- 里親宅内の生活用動産(※1)で、里親の所有物などについて偶然な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- 保険金は再調達価額(※2)基準でお支払いします。
また、1回の事故につき自己負担額の3,000円を差し引いた額でのお支払いになります。



※1 生活用動産とは…生活の用に供する家具、家電製品、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。

※2 再調達価額とは…損害が発生した地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

タイプ別保険金額と一時払保険料

(保険期間1年間、職種級別A級)

補償内容		Dタイプ 家財コース	Eタイプ おケガコース	Fタイプ フルカバーコース
家財の補償 (保険金額：30万円)		○	—	○
おケガの補償 里親の	死亡・後遺障害 (保険金額：100万円)	○	○	○
	入院保険金日額	—	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	—	1,000円	1,000円
	手術保険金	—	入院を伴う場合：30,000円 入院を伴わない 外来手術の場合：15,000円	入院を伴う場合：30,000円 入院を伴わない 外来手術の場合：15,000円
一時払保険料 (里親1人あたり)		5,710円	6,770円	11,930円

お支払いする事故例

<おケガの補償>

- 階段から落ちそうになっていた委託児童をかばい、里親が足をねんざした。
- 委託児童が暴れている際に投げた本が誤って里親の顔にあたり、顔に切り傷を負った。



<家財の補償>

- 委託児童が室内で暴れた際に誤ってテレビを破損させてしまった。
- 落雷により家電製品一式が壊れた。



家財の補償で対象となる生活用動産の例

テレビ、ベッド、机、椅子、棚、食器、時計など

※対象物の状況等により保険対応が異なる場合があります。

事故が起きた場合は必ず事故通知をしていただくようお願いいたします。



家財の補償で対象とならない生活用動産の例

携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、動物、植物、自転車、自動車、原動機付自転車、クレジットカードなど



短期里親の保険料表

通常委託で選択いただいたタイプやプランがそのまま適用されます。

①基本補償(賠償責任補償) ご加入期間別保険料

※短期里親分の保険料につきましては、保険期間中の実績に基づいて精算した保険料を保険期間終了後(2021年4月1日以降)にご請求申し上げます。

里親1世帯あたりの保険料(12歳以上の委託児童がいない場合)

ご加入期間 \ ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1か月まで	200円	380円	500円
2か月まで	400円	760円	1,010円
3か月まで	600円	1,140円	1,510円
4か月まで	800円	1,510円	2,010円
5か月まで	1,000円	1,890円	2,510円
6か月まで	1,210円	2,290円	3,030円
7か月まで	1,410円	2,670円	3,520円

里親1世帯あたりの保険料(12歳以上の委託児童が1人の場合)

ご加入期間 \ ご加入タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1か月まで	350円	530円	650円
2か月まで	690円	1,050円	1,300円
3か月まで	1,040円	1,580円	1,950円
4か月まで	1,380円	2,090円	2,590円
5か月まで	1,730円	2,620円	3,240円
6か月まで	2,090円	3,170円	3,910円
7か月まで	2,430円	3,690円	4,540円

※12歳以上の委託児童が2名以上いる場合や加入期間が7か月以上の場合の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

②オプション補償(里親の傷害・家財の補償) ご加入期間別保険料

里親1世帯あたりの保険料

ご加入期間 \ ご加入タイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
1か月まで	480円	570円	1,000円
2か月まで	950円	1,130円	1,990円
3か月まで	1,430円	1,690円	2,980円
4か月まで	1,900円	2,250円	3,970円
5か月まで	2,380円	2,820円	4,970円
6か月まで	2,860円	3,400円	5,980円
7か月まで	3,330円	3,950円	6,960円

※ 加入期間が7か月以上の場合の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

<合計短期里親保険料>

$$\textcircled{A} + \textcircled{B} = \text{合計短期里親保険料}$$

Q & A よくある質問

Q1	全国里親会の会員でなくても里親総合保険に加入できますか？
A1	全国里親会の会員様以外はお加入いただけません。
Q2	委託児童を自動車で送迎している際に、交通事故で他人をケガさせてしまい損害賠償請求を受けました。里親賠償責任保険で補償されますか？
A2	補償されません。自動車の所有・使用・管理に起因する事故は自動車保険の補償範囲となります。
Q3	週末里親などで、一時的に児童を委託する場合も保険の対象とすることができますか？
A3	一時的に児童を委託する場合（季節里親、週末里親、ショートステイ、レスパイト・ケア等。以下「短期里親」といいます。）は、各里親会より全国里親会へ名簿をご提出いただいた場合、対象となります。
Q4	短期里親に一時保護は含まれますか？
A4	保険上では短期里親契約ではなく、通常委託契約での対応になります。 そのため、一時保護の場合は、短期里親契約で必要な保険料の精算は不要です。2020年2月1日時点で一時保護の委託児童がいる場合は、他の委託児童同様通知書に記載してください。また、毎月の増減通知が必要になりますので、ご通知をお願いいたします。
Q5	Bタイプに加入したい里親とCタイプに加入したい里親がいます。分けて加入することは可能でしょうか？
A5	分けて加入することはできません。里親会単位で全員同じ型にご加入ください。
Q6	保険期間の途中で里親数に増減があった場合、保険料の追加支払いまたは返れいはありますか？
A6	短期里親についてはご提出いただいた名簿に基づき積算した保険料を、保険期間終了後にお支払いいただきます。 ※短期里親以外の保険料については昨年度同様、2020年2月1日時点の世帯数、および12歳以上の委託児童数より算出した保険料を保険期間開始前にお支払いいただき、保険期間終了後の追加支払いや返れいは発生しません。
Q7	委託児童が起こした事故により委託児童自身が賠償責任を負う場合は、この保険の補償の対象となりますか？
A7	賠償責任を負う可能性のある12歳以上の委託児童は全員、自動セットの個人賠償責任の補償対象になっています。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通約款に各種特約をセットしたものと傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益財団法人全国里親会
- 保険期間：2020年（令和2年）4月1日午後4時から1年間となります（保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。）。
- 申込締切日：2020年（令和2年）3月16日（月）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：公益財団法人全国里親会の会員さま
 - 被保険者：(1) 賠償責任補償 ①里親賠償責任補償 <施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険>里親
②委託児童（12歳以上）賠償責任補償 <傷害総合保険>12歳以上の委託児童
(2) 里親の傷害・家財の補償 <傷害総合保険>里親
 - お手続き方法：公益財団法人全国里親会から別途ご案内します。
 - 短期の申込：公益財団法人全国里親会から別途ご案内します。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(1) 賠償責任補償 ①里親賠償責任補償

お支払いする保険金の内容

保険種類	保険金の種類	内容
施設所有 管理者賠償 責任保険 ・ 生産物賠償 責任保険	①損害防止費用	里親（被保険者）が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
	②緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
	③権利保全行使費用	里親（被保険者）が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
	④争訟費用	里親（被保険者）が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。 ※損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した費用にかぎりります。
	⑤協力費用	里親（被保険者）が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて里親（被保険者）の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、里親（被保険者）が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
	⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 里親（被保険者）が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。
	■被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。（被害者1名2万円（死亡の場合は10万円）、保険期間中1,000万円限度）
	■事故対応特別費用	上記①～⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを里親（被保険者）が知った場合において、里親（被保険者）がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。（保険期間中1,000万円限度）

- 施設所有管理者賠償責任保険および生産物賠償責任保険における①～⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。（ご加入時に選択いただいた各タイプの保険金額がお支払いの限度額となります。）

お支払いする保険金＝①損害防止費用＋②緊急措置費用＋③権利保全行使費用＋④争訟費用＋⑤協力費用

- ⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。



$$\text{④争訟費用} = \text{争訟費用の総額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑥損害賠償金}}$$

- ⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、P3「保険金額」がお支払いの限度額となります。



〔お支払いする保険金＝⑥損害賠償金－自己負担額〕

- 生産物賠償責任保険について、事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

〈賠償責任保険普通保険約款〉

※各特約条項については、「賠償責任保険追加条項」の規定を含んだ内容を記載しています。

- ① 記名被保険者、記名被保険者以外の被保険者または保険契約者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任。
ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

〈賠償責任保険追加条項〉

- ① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。
ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物、作業対象物をいいます。）

など

〈施設所有管理者特約条項〉

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機もしくは自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任または施設外における船、車両（自動車および原動力がもつぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

〈生産物特約条項〉

- ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

施設所有管理者賠償責任保険

里親

生産物賠償責任保険

里親

事故が発生したら・・・

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を、遅滞なく所属の里親会まで書面（「里親賠償責任保険 事故通知書」）でご通知ください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名
 - (3) 損害賠償の請求の内容
 2. 事故通知書を受領した里親会は速やかに取扱代理店までご通知ください。
 3. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 4. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 5. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
 6. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、取扱代理店・保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- ※12歳以上の委託児童に関わる個人賠償責任補償特約では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことができる場合があります。
- 保険金のご請求にあたっては、P 18に記載の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

<個人賠償責任の補償(個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険)>

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78%～100%)	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
賠償責任 (国内外補償)		住宅 ^(※1) の所有・使用・管理または被保険者 ^(※2) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 (※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2) この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。) ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^(※) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 など (※) 次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
 (注) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (78\% \sim 100\%)}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨顎(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (1,000 日限度)}$	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) $\begin{aligned} &\text{＜入院中に受けた手術の場合＞} \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ &\text{＜外来で受けた手術の場合＞} \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 1,000 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から 1,000 日以内の 90 日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償 (注)	【①損害保険金】 住宅^(※1)内に所在する生活用財産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額^(※3)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用財産の保険金額を限度とします。 (※1)「住宅」とは、加入依頼書等記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。 (※2)「生活用財産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。 (※3)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) 保険の対象が貴金属、宝玉石または宝石もしくは書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 【②残存物取片づけ費用保険金】 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用財産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

【先進医療】:病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

【治療】:医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

【通院】:病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

【入院】:自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【配偶者】:婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。

(※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。

【親族】:6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【未婚】:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【免責金額】:支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

＜施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＞ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 特に、保険料算出基礎数字となる里親の世帯数につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約 ②営業または事業のためのご契約 ③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
- (※) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- この保険契約の保険料を定めるために用いる保険料算出の基礎数字は、里親の世帯数となっており、保険期間終了時後の確定精算はありません。保険料算出の基礎数字につきましては、正確にご申告いただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

■告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- （注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項（生産物賠償責任保険の場合）

■通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- （注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

<個人賠償責任の補償（個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険）> ご加入に際して、特にご注意ください（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜個人賠償責任の補償（個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険）＞ ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

＜個人賠償責任の補償（個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険）＞ ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

万一事故にあわれたら

＜施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＞

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで書面でご通知ください。
 - ＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - ＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ＜3＞損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、 売上高等営業状況を示す帳簿（写）など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、 源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
 - 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

＜個人賠償責任の補償＞

P17「5. 事故が起きた場合の取扱い」をご確認ください。

【ご加入内容確認事項（個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険）】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

<後遺障害等級表>

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼（そ）しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼（そ）しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は、近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%

Memo

ご加入手続き【締切日：3月16日（月）】

◆ご加入方法

- 必要事項をご記入・ご捺印いただいた「加入依頼書」および公益財団法人全国里親会から各里親会に別途メール送付される「里親総合保険通知書（保険始期用）」の2点を2020年（令和2年）3月16日（月）までにご提出ください。
- 「里親総合保険通知書（保険始期用）」には、2月1日時点の全里親名および全委託児童名をご通知ください。

保険料を2020年（令和2年）3月23日（月）までに、次の指定口座へお振り込みください。

銀行名	三菱UFJ銀行 六本木支店
口座名義	里親賠償保険 公益財団法人 全国里親会
口座番号	(普) 1543216

※払込票は作成しておりませんのでご了承ください。

※振込手数料はお客さま負担となります。

※請求書が必要な場合は、公益財団法人全国里親会までお問い合わせください。

■事故が起こった場合

事故が発生した場合は、すみやかに各里親会までご通知ください。

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 **0120-727-110** <受付時間>
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、各里親会までご連絡ください。

■指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 **0570-022808** <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

- ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 加入証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から2か月を経過しても加入証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。
- 取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先は・・・

〔取扱代理店〕

共立株式会社 業務開発部

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-2-16（共立日本橋ビル） TEL.03-5962-3075 FAX.03-3548-0604

受付時間：平日の 9:00～17:20（土日、祝日、12/29～1/3 を除きます。）

〔引受保険会社〕

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL.03-3349-5137

〔受付時間〕 平日の 9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3 を除きます。）

※損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、関係当局の認可を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損害保険ジャパン株式会社」になります。